



区分	要件	支援内容
税制優遇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び国より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円以上 (農林漁業関連業種は5,000万円以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税の課税免除 (家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) ・ 期間：3年度分
奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設、増設、建替え、移設 投下固定資産が1億円以上 事業計画について町長の認定を受けた者 	<ul style="list-style-type: none"> 【雇用促進奨励金】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規地元常用雇用者1人につき20万円 (限度額：400万円) ・ 転入常用雇用者1人につき10万円(限度額：100万円) ※雇用期間等の条件有 【治水対策促進奨励金】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 規定する貯留量を超えた施設を設置する場合、超えた貯留量1㎡あたりに5万円を乗じて得た金額 (限度額：300万円) 【埋蔵文化財発掘奨励金】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発掘調査に要した費用(限度額：500万円) 【環境施設促進奨励金】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電もしくは雨水活用施設における設置費用の1/2 (限度額：300万円)